

6月定例会日程(予定)

6日(水)本会議

- ・開会
- ・会期の決定
- ・諸報告
- ・市長の提案理由説明
- ・全議案の上程
- ・議案説明等

11日(月)本会議

- ・議案に対する質疑
- ・委員会付託等

12日(火)委員会

- ・総務文教常任委員会
- ・環境産業常任委員会

13日(水)委員会

- ・市民福祉常任委員会
- ・都市建設常任委員会

18日(月)一般質問

19日(火)一般質問

20日(水)一般質問

25日(月)本会議

- ・各委員長報告
- ・質疑
- ・討論
- ・採決
- ・閉会

※本会議、一般質問は傍聴できます。
※開会は原則午前10時です。
※議事の進行上、休憩が入る場合があります。
※日程は変更になる場合があります。詳しいことは、議会事務局にお問い合わせください。

熊谷市議会事務局

TEL 048-524-1573 (直通)

FAX 048-525-8886

E-mail : gikaijimukyoku@city.kumagaya.lg.jp

熊谷市子どものいじめ防止条例(平成30年4月1日施行)

(目的)

※一部抜粋して紹介します。

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定めるとともに、市、学校、保護者、子ども及び市民等の責務及び役割を明らかにすることにより、将来にわたって子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者及び市民等は、いじめが重大な人権侵害であるとの認識の下、一人一人の尊厳が重んぜられ、相互に尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、いじめを未然に防止し、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心を育成するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心して、及び安定して過ごせるよう、愛情をもって育むものとする。

2 保護者は、子どもがいじめの被害者にも加害者にもなり得るとの認識の下、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわりながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けたときは、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、いじめ又はいじめの兆候を発見したときは、速やかに、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(いじめに対する措置)

第11条 市は、相談等を受けたいじめについて実効的な対策を行う必要があると認めるときは、法の規定に基づき、いじめの解消に向けた取組を行わなければならない。



編集後記

ここに、市議会だより第51号をお届けいたします。

本号では、一般質問や各常任委員会質疑など、3月定例会での議会の活動のほか、農業振興特別委員会およびスポーツ・観光特別委員会が行った行政視察に関する報告などについて掲載いたしました。

これからも、より身近な、そして、わかりやすい市議会だよりを目指してまいります。



見ごろを迎えた道の駅めぬまのバラ

議会報編集委員会

◎須永 宣延 ○黒澤 三千夫

大久保 照夫 新井 正夫

森 新一 桜井 くるみ

守屋 淳 小島 正泰

千葉 義浩 鈴木 理裕

(◎委員長 ○副委員長)